

相続

Souzoku tsushin

通信

2026
June

06



税理士法人 YGP

〒305-0051 茨城県つくば市二の宮3-7-5

TEL 029-856-8066 FAX 029-858-4452

E-Mail : info@kujirai-kaikei.com <https://www.kujirai-kaikei.com>

【2028年スタート】 自社株評価が62年ぶりに激変！ 相続税が“倍増”する前に中小企業 経営者がやるべき自社株対策とは

中小企業オーナーの自社株評価ルールが約60年ぶりに見直され、相続税が大幅に増える可能性が高まっています。何が変わるのか、経営者が今すぐ着手すべき自社株対策を解説します。

なぜ今、自社株(取引相場のない株式) の評価が見直されるのか

今回の見直しの引き金を引いたのは、2024年の会計検査院の指摘です。令和2・3年分の相続税・贈与税申告1,600件を抽出して検査したところ、深刻な「評価の歪み」が公式に確認されました（「令和5年度決算検査報告」）。

第一に、同じ会社の株式を評価したとしても、類似業種比準方式と純資産価額方式とで評価額に大きな開きが生じている問題です。

会計検査院の検査では、類似業種比準価額の中央値（11,622円）は、純資産価額の中央値（42,648円）の約27%、およそ4分の1の水準にとどまっていた。同じ株式の評価額が、計算方法を変えるだけで3倍以上も動き得るということです。

また、会社の規模が大きいほど、純資産価額に比べて類似業種比準価額が低く算定される傾向も指摘されており、規模区分の違いだけで評価額に段差が生じています。会社の実態は変わらないのに、計算方法や規模区分しだけで相続税の負担が大きく変わる——この構造的な歪みが、長年放置されてきたのです。

第二に、配当還元方式の還元率の問題です。昭和39年（1964年）の制定時に「10%」

と定められた還元率が、その後の長期的な金利低下にもかかわらず62年間一度も見直されてきませんでした。

低金利が常態化した現在から見れば10%は明らかに高すぎで、現在の配当還元方式による株価評価が著しく低く算定されてきました。

国税庁自身が令和4・5年分で実施した自主的な分析でも、対象700社の類似業種比準価額÷純資産価額の中央値は0.27倍と、検査院とほぼ同じような乖離が確認されました。

さらに、そのうち約82%が評価直前2期において無配当であり、配当が比準要素としてまったく機能していない実態も明らかになりました（国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」第1回資料）。

長年「自社株対策」「株価対策」として活用されてきた手法の前提そのものが、いま根底から揺らいているのです。

問題の核心は、現行の評価方式が「上場企業の株価」と「制定当時の金利」という、いずれも現実から乖離しかねない物差しに依存している点にあります。中小企業の自社株式は市場で取引されないからこそ簡便な算式で評価せざるを得ませんが、その計算式自体が時代に合わなくなっています。

経営者にとっては、これまで「低く評価でき

て当然」だった自社株式が、改正後は本来の企業価値に近い水準まで引き上げられ、相続税・贈与税の負担が一気に膨らむ恐れがあります。

だからこそ、改正の全体像を早期に把握しておく価値があるのです。

国税庁有識者会議が示す「4つの見直し」と封じられる節税スキーム

こうした問題を受け、国税庁は2026年4月に「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」を開催しました。2026年秋をめどに論点を取りまとめる方向です。会議で国税庁が示した見直しの方向性は以下の4つがあります。

- ①規模区分間で生じている評価額の“崖”の解消
- ②金利変動を踏まえた還元率の適正化など「今日的観点」からの見直し
- ③配当・利益操作や会社規模操作といった「恣意性・操作性」の排除
- ④第三者承継・M&Aの動向を踏まえた企業価値評価の反映

具体的な改正案として最も有力視されているのが、類似業種比準方式の縮小・廃止と、将来の超過収益力を資本コストで割り引く「残余利益方式」の導入です。あわせて、配当還元方式の還元率の引き上げ、純資産価額方式における法人税等相当額（38%）控除の縮小・廃止も検討の俎上に載っています。

残余利益方式とは、純資産価額を基礎としつつ、その会社の「将来の超過収益力」を資本コストで割り引いた価値を上乗せして株価を求める考え方です。上場企業の株価動向に左右される類似業種比準方式と異なり、その会社自身の稼ぐ力を直接反映できる点に特徴があります。これにより、従来の「節税スキーム」は相次いで封じられることとなります。

スケジュールについて、2026年12月の令

和9年度税制改正大綱へ反映され、2028年（令和10年）1月1日以降の相続・贈与から新ルールが適用されるという日程が最有力です。

中小企業経営者が今すぐやるべき3つの自社株対策

それでは、中小企業経営者は何をすべきでしょうか。現行ルールで対策できる実質的なタイムリミットは2027年末であり、残された時間は約1年半しかありません。

経営者にお勧めしたい対策は3つです。

第一に、現在の自社株式の評価額を正確に把握することです。可能であれば、改正後の試算値と比較しておきます。この現状把握がなければ、増税インパクトの大きさも、打つべき対策の優先順位も判断できません。

特に、複数の後継候補がいる場合や、種類株式や従業員持株会などの自社株対策をすでに導入している場合は、改正による影響の出方が複雑になります。

第二に、事業承継税制（特例措置）の活用を検討することです。注意したいのは、贈与・相続の実行期限（2027年12月31日）が延長されていない点です。

これは、自社株対策よりも効果の大きな節税手段の喪失を意味します。顧問税理士は必ず顧客に説明しておくべきでしょう。

第三に、「節税」から「納税資金の確保」へと発想を転換することです。評価引き下げ対策の実効性が下がる以上、法人保険・役員退職金の設計・金庫株の活用などによって納税資金を早期に積み立てておく重要性が一段と増します。

改正の全体像を正しく理解し、現状の株価試算から対策の実行までを一貫して支援できる税理士に相談してみましょう。

（著者 公認会計士/税理士 岸田康雄）

配偶者居住権について教えてください。

配偶者居住権は残された配偶者が暮らしていけるようにするための制度です。

配偶者居住権とは何なのでしょう

配偶者居住権とは、被相続人が亡くなる前から一緒に暮らしていた配偶者が、引き続き暮らしていた自宅に住み続けることを主張することができる権利です。この権利を行使するには、3つの条件があります。

(1) 配偶者が法的な配偶者である

内縁の関係や事実婚の配偶者では配偶者居住権を主張することができません。あくまで被相続人の「法的な」配偶者であることが条件です。

(2) 相続する時点でその建物に居住していたこと

もともと別居関係で、被相続人が亡くなった際に移ったという場合には認められません。

(3) 賃料が発生していないこと

被相続人に対して配偶者が賃料を支払って住んでいた場合には認められません。

■ 配偶者短期居住権と配偶者長期居住権

配偶者居住権には2つの居住権に分けることができます。まず1つ目は「配偶者短期居住権」というものです。これは遺産分割に関する話し合いが終了するまで被相続人の家に住むことができる権利です。

2つ目が「配偶者長期居住権」というものです。一般的な配偶者居住権を指す内容がこの配偶者長期居住権のことです。建物の「居住権」と「所有権」を分けて考えることができるようになり、配偶者は居住権を持つことで所有権がなくてもその建物に住み続けることができるようになりました。

そして配偶者居住権は配偶者が亡くなるま

で消滅することがないため、所有権が他人に移っても配偶者居住権を登記していれば追い出されることはなく、家賃が発生することはありません。

配偶者居住権の注意点

配偶者居住権で気を付けるべき点は以下の4点です。

(1) 登記が必要

配偶者居住権を正當に主張するには法務局で登記をする必要があります。配偶者居住権は登記事項で、建物に対して配偶者居住権を設定します。

(2) 建物が共有不動産である場合

被相続人が建物を第三者と共有していた不動産である場合には、配偶者居住権として設定することはできません。その場合には有償の賃貸借契約か無償の使用貸借となるため、ずっと住み続けることができる保証はありません。

(3) 建物に手を加える、売却する場合

配偶者居住権はあくまでもその建物に住むことができるというもので、建物自体の所有権はないので、売却や建物に手を加えることができません。

(4) 所有者が変わる場合

配偶者は建物を自由に売買できない一方で、所有権を持っている所有者は配偶者居住権付きの不動産として売却・譲渡することが可能です。

なので、配偶者が全く知らない第三者が所有権を得るケースも存在します。新所有者に対して配偶者居住権を主張することができないため、立ち退きを要求されることがあります。